

女川町復興推進計画

平成27年12月24日

女川町

1. 計画の区域

女川町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本町では津波により壊滅的な被害を受け、全半壊及び一部損壊した建物が3,934棟（被災前全住家数の89.2%）にのぼるなど、町内全域において町民生活の基盤である住家や宅地、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受けた。

また、町の経済基盤となる水産業・水産加工業や商工業において、多数の企業が被災し、多くの人々の雇用が失われた。

こうしたなかで、町は、これら社会生活基盤の早期復旧を図り、町民生活の再建を支援する。加えて、地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、中核的産業を担う立地企業の体制強化を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会を創出することを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会を創出する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社鮮冷（以下「対象事業者」という。）が、食品卸売事務所・食品加工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における飲食料品卸売業は、本町の卸売業・小売業における従業

員数において第1位となる中核的な産業である。

今般、対象事業者が新設する食品卸売事務所・食品加工場は、地元水産業者との連携強化を図ることにより、漁業者の事業継続、安定的な所得確保を目指すほか、複数企業体連携事業によるサプライチェーンの自立化、高度化施設（設備）の導入及び高度衛生管理体制の確立を目的として、高品位な「女川ブランド（水産加工品）商品」を全世界に供給し、安定的な事業展開を図り、水産業におけるモデル企業として観光客・見学者などを誘致する。また、多角的視野で研究・開発、食生活（食育）への提言を行うことも目的としており、これらの事業展開は、本町地域経済の活性化に貢献し、安定的な雇用確保に寄与するものである。

これらのことから、本事業が計画の目標に掲げる「中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、飲食料品卸売業の主要企業である対象事業者が、食品卸売事務所・食品加工場を新設することによって、売上高の増加とともに、地元の水産業者及び企業との取引拡大などの経済効果が期待され、5名の新規雇用者を創出する。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、女川町、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする女川町復

興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。